

外国人受入環境整備交付金取扱要領の改正新旧対照表

改正後	現 行
<p style="text-align: center;">外国人受入環境整備交付金取扱要領</p> <p>外国人受入環境整備交付金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に基づく交付金の交付に関する細部については、この要領に定めるものとする。</p> <p>1 略</p> <p>2 交付金の交付限度額 交付要綱別表1又は別表2に定める外国人住民数による区分に対応する交付限度額は、<u>交付金事業の募集時の前年の</u>1月1日現在の総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」の外国人住民数により決定するものとする。</p> <p>3, 4 略</p> <p><u>5 その他</u> <u>交付金の交付に関し、交付要綱その他の法令等の規定に基づき法務大臣から交付対象の長に通知する文書については、交付要綱別紙様式2と同様に、電子施行（公印を省略し、電磁的記録を電子メールで送付することをいう。）するものとする。ただし、交付対象が電子施行を希望しないとき、又は法務大臣が電子施行を適当でないと認めるときは、この限りではない。</u></p> <p>附 則 この要領は、平成31年2月13日から施行する。 この要領は、令和元年9月9日から施行する。 この要領は、令和2年3月27日から施行する。 <u>この要領は、令和3年3月26日から施行する。</u></p>	<p style="text-align: center;">外国人受入環境整備交付金取扱要領</p> <p>外国人受入環境整備交付金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に基づく交付金の交付に関する細部については、この要領に定めるものとする。</p> <p>1 略</p> <p>2 交付金の交付限度額 交付要綱別表1又は別表2に定める外国人住民数による区分に対応する交付限度額は、<u>前年度の</u>1月1日現在の総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」の外国人住民数により決定するものとする。</p> <p>3, 4 略</p> <p>附 則 この要領は、平成31年2月13日から施行する。 この要領は、令和元年9月9日から施行する。 この要領は、令和2年3月27日から施行する。</p>